記 者 発 表 資 料

令和２年１１月１３日
宮 古 西 維 持 出 張 所
宮 古 維 持 出 張 所

宮古地域の冬道の安全を確保するため国・県・市で合同の除雪出動式を開催します

～ 新設防災ステーションで出動式を実施します ～

国土交通省三陸国道事務所宮古西維持・宮古維持出張所、岩手県宮古土木センター、宮古市役所では、道路の安全・安心のため、道路維持・管理の一環として、冬期間の除雪・融雪作業を実施しております。

この度、本格的な冬の到来を前に、新設の宮古西防災ステーションにおいて、国・県・市の合同で、除雪車の出動式を開催いたします。

なお、新型コロナウイルス対策に配慮し、例年実施している保育園児による除雪車の鍵の受け渡し、体験学習会は行いません。

■開催日時 ： 令和2年11月18日(水)　13:30～
■開催場所 ： 三陸国道事務所 宮古西維持出張所
宮古西防災ステーション（宮古市千徳第14地割29-5）
■次　　第 ： 安　全　祈　願　祭　13:30～14:00　（受注会社主催）
除　雪　出　動　式　14:00～14:30
■参加団体 ： 三陸国道事務所、岩手県宮古土木センター、宮古市
■注意事項 ： 取材の際はマスク着用のご協力をお願いいたします。

※ 記者発表先:東北専門記者会、岩手県政記者クラブ、宮古記者クラブ

【 問 合 せ 先 】
国土交通省 東北地方整備局
三陸国道事務所 宮古西維持出張所　電話 0193-71―1760
●出張所長　藤田（ふじた）　茂（しげる）
三陸国道事務所 宮古維持出張所　電話 0193-62-5077
●出張所長　加藤（かとう）　修（おさむ）
岩手県沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 道路整備課　電話 0193-64-2221(代表)
●課　　長　山野目（やまのめ）　直樹（なおき）
宮古市都市整備部 建設課 電話 0193-62-2111(代表)
●課　　長　去石（さりいし）　一良（かずよし）

宮古地区合同(国・県・市)
安全祈願祭及び除雪出動式
次　第

日　時　：　令和２年１１月１８日（水）
場　所　：　国土交通省　三陸国道事務所
　　宮古西維持出張所

【第１部】　安全祈願祭　　１３：３０～１４：００

１．開　　会

２．安 全 祈 願 祭
　　玉 串 奉 奠 等

【第２部】　除雪出動式　　１４：００～１４：３０

１．開　　会

２．あ　い　さ　つ　　宮古市　市長
　　三陸国道事務所　所長
　　宮古土木センター　所長
　　宮古警察署長

３．安全の誓い　　施工者代表　三好建設（株）

４．除雪車出動　　国、県、市

５．閉　　会

■「除雪出動式」開催場所の案内

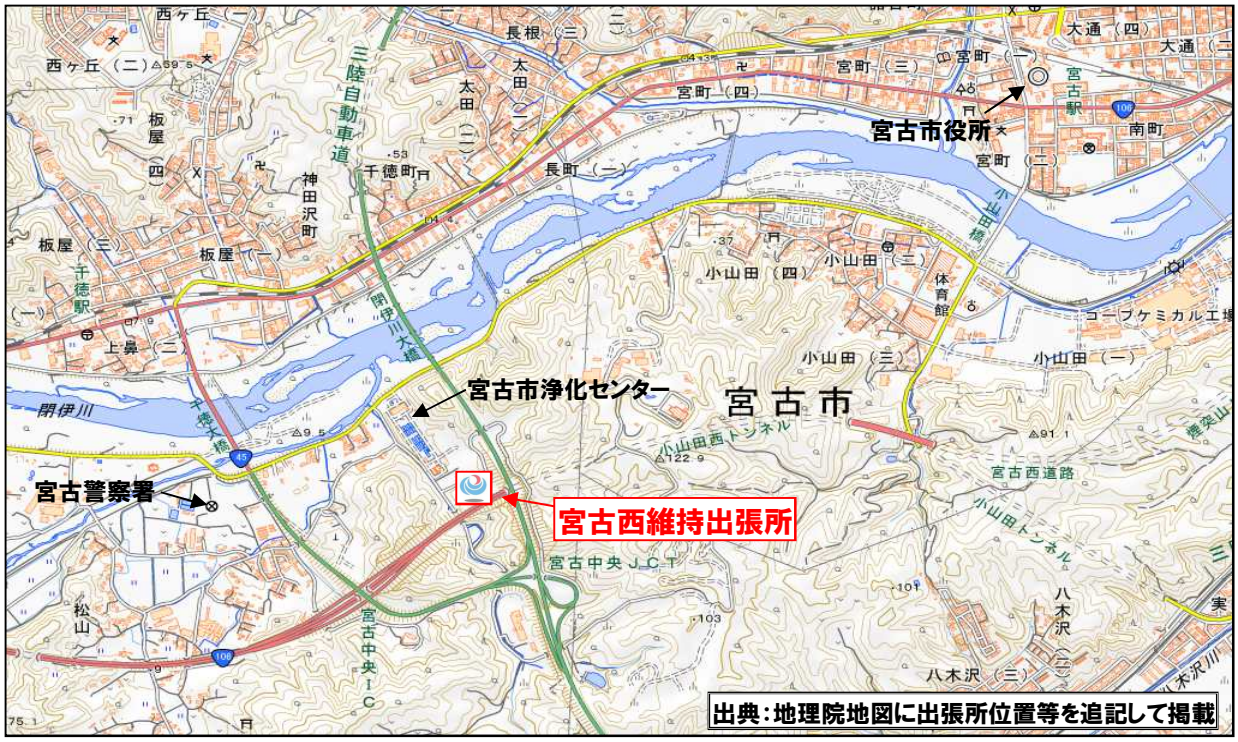

■昨年度の「除雪出動式」の様子



除雪車出動準備

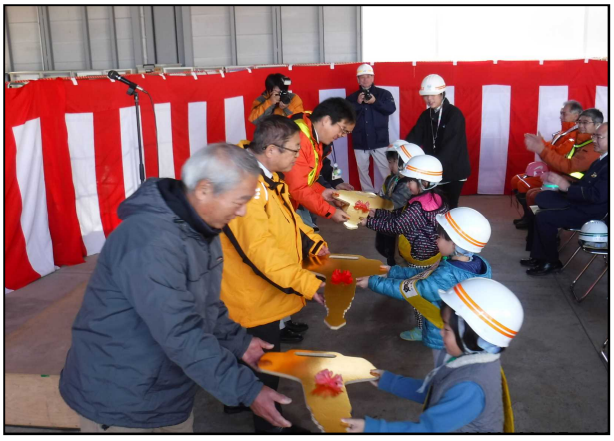

園児による鍵の引き渡し





除雪車搭乗体験

早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!



過去5年で最も早く観測された主な峠の初雪日

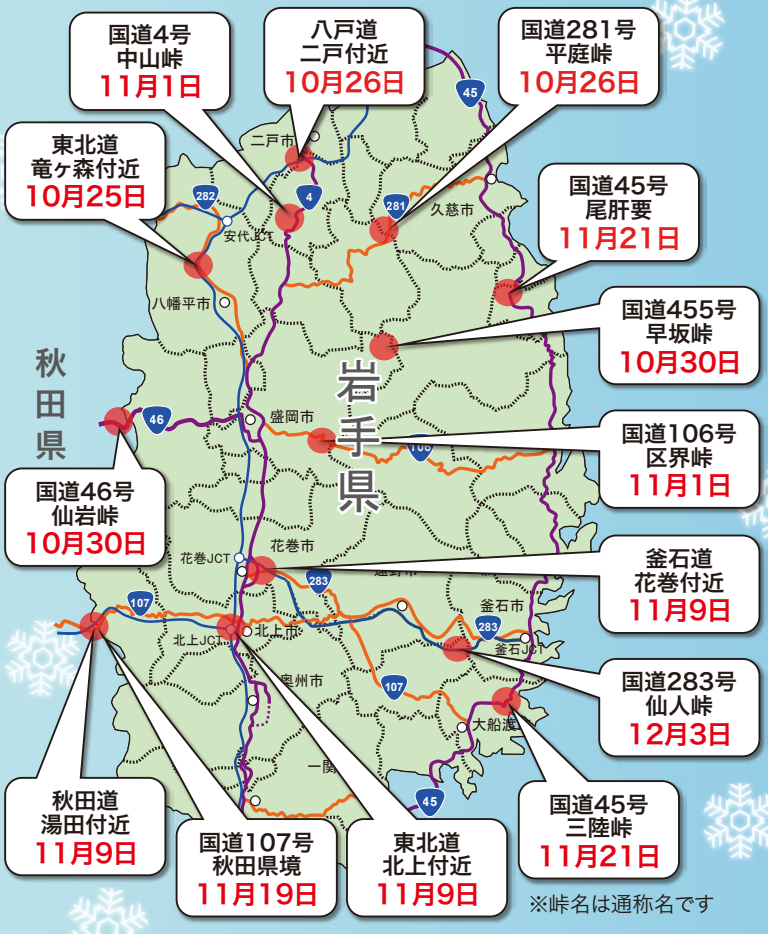

走行予定の道路状況を把握し雪道への備えを万全に!!
立ち往生対策も忘れずに!!

- 冬タイヤ
- タイヤチェーン
- スコップ
- 携帯トイレ毛布等

WEBサイトで道路情報

パソコン・携帯・スマホで検索

東北・みち情報 「東北みち情報」

岩手県道路情報提供サービス 「岩手県道路情報提供サービス」

ドラぷら（高速道路情報サイト）
ドラぷらモバイル（高速道路情報サイト） 「ドラぷら」

国土交通省（岩手河川国道事務所・三陸国道事務所・南三陸国道事務所）・岩手県警察本部
岩手県・東日本高速道路㈱東北支社（盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所）

岩手の積雪・凍結道路を走行するために！

事前確認

普通タイヤの場合、 駆動輪のすべてに タイヤチェーンを装着

トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着

または

雪路用タイヤを 全車輪 に装着

(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)

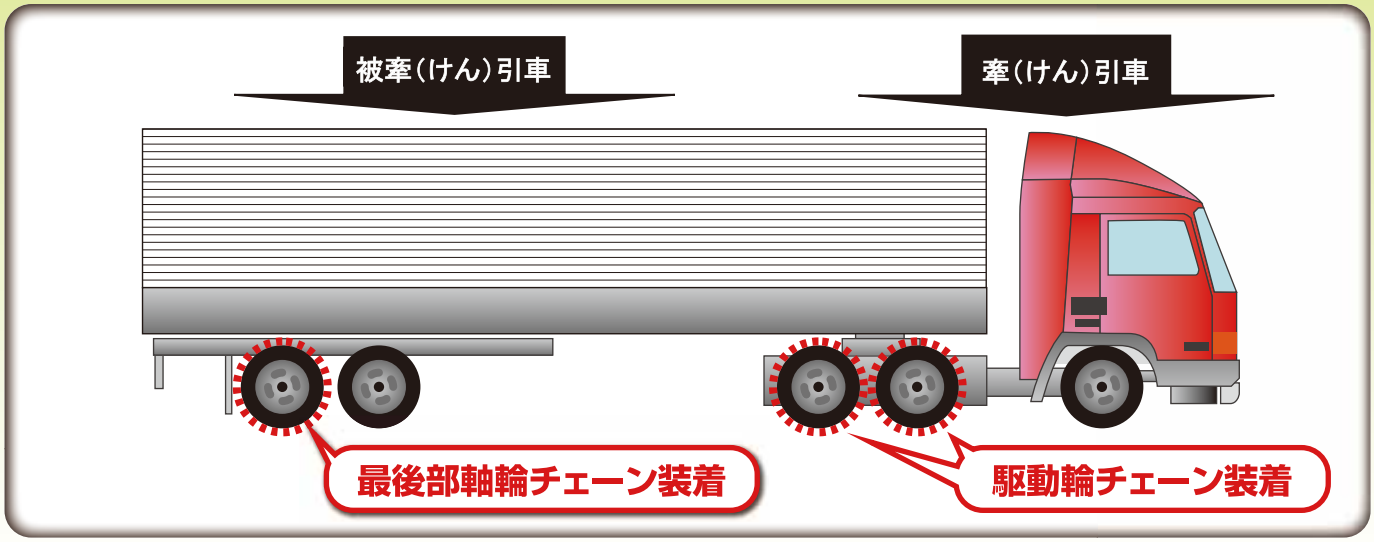

道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

○道路交通法　第７１条(運転者の遵守事項)第６号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○岩手県道路交通法施行細則　第１４条(運転者の遵守事項)

法第７１条第６号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が５０パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること、その他の滑り止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。

○道路交通法　第１２０条

５万円以下の罰金

○反則制度　道路交通法　第１２５条

大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円

国土交通省（岩手河川国道事務所・三陸国道事務所・南三陸国道事務所）・岩手県警察本部
岩手県・東日本高速道路㈱東北支社（盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所）